

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市産業廃棄物不適正処理防止条例(平成19年柏市条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地利用計画の届出)

第2条 条例第7条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土地利用計画書を提出してしなければならない。

- (1) 当該届出に係る土地(以下この条において「当該土地」という。)の所在地
- (2) 当該土地の利用計画の内容
- (3) 当該土地について産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容
- (4) 当該土地を譲渡し、又は貸与する場合にあっては、譲渡し、又は貸与する相手方の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

2 前項の土地利用計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該土地の登記事項証明書
- (2) 当該届出をする者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (3) 当該届出をする者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 前項第2号及び第3号に掲げる事項を説明する書類又は図面
- (5) 前項第4号に掲げる場合にあっては、譲渡又は貸与に係る契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面  
(平24規則77・一部改正)

(搬入搬出時間の制限をしない場合)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害の予防(当該災害の発生のがい然性が高い場合その他緊急の場合に行うものに限る。)、応急対策又は復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合
- (2) 道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を午後10時から翌日の午前6時までの間に処理しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生じる場合
- (3) 産業廃棄物の適正な処理が行われており、周辺地域における生活環境の保全及び災害の発生防止に関し必要な措置が講じられている場合であって、市長が特に必要があると認めるとき。

(小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第4条 条例第12条の申請書は、小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請書とする。

2 条例第12条の申請書に同条第6号の小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設の位置
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式(条例第10条第3号に掲げる施設にあっては、小規模産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の保管方法)
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備
- (4) 処理に伴い生じる排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
- (5) 条例第10条第1号に掲げる施設にあっては、処理に伴い生じる排ガスの量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
- (6) 条例第10条第1号に掲げる施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室の容積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

3 条例第12条の申請書に同条第7号の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第10条第1号又は第2号に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 条例第10条第3号に掲げる施設にあっては、小規模産業廃棄物処理施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

4 条例第12条第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条の申請をする者(以下この項及び次条において「申請者」という。)の行っている事業の業種
- (2) 申請者が建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- (3) 申請者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第12項に規定する解体事業者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- (4) 条例第10条第1号に掲げる施設にあっては、焼却灰等の処分方法

- (5) 小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
  - (6) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 5 条例第12条に規定する書類又は図面は、次に掲げる書類又は図面とする。
- (1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図
  - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図
  - (4) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書
  - (5) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類又は図面  
(小規模産業廃棄物処理施設の設置の技術上の基準)
- 第5条 条例第10条第1号に掲げる施設に係る条例第13条第1項(条例第14条第3項及び第20条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 小規模産業廃棄物処理施設のある事業場(以下「当該事業場」という。)の周囲に、みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止するための囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
  - (2) 前号の囲いには、当該事業場に係る使用道路(産業廃棄物を運搬する車両が走行する道路をいう。)から当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分が設けられていること。
  - (3) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
  - (4) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、当該小規模産業廃棄物処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - (5) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
  - (6) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
  - (7) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を排出する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
  - (8) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第15条の規則で定める技術上の基準に適合した維持管理を行うのに支障がないものであること。
  - (9) 外気と遮断された状態で、定量ずつ産業廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式により産業廃棄物を焼却する施設その他の構造上やむを得ないと認められる焼却施設である場合を除く。)
  - (10) 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
    - ア 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
    - イ 外気と遮断されたものであること。
    - ウ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
    - エ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。
  - (11) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
  - (12) 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。
  - (13) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。
  - (14) 灰出し設備は、ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
  - (15) 排ガス処理設備の出口における排ガスの測定のために、当該出口に測定口及び必要な足場が設けられていること。
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物の適正な処理又は良好な生活環境の保全のために必要と認められる設備が設けられていること。
- 2 条例第10条第2号に掲げる施設に係る条例第13条第1項の規則で定める技術上の基準は、前項第1号から第8号までに掲げる基準及び破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置その他の装置が設けられていることとする。
- 3 条例第10条第3号に掲げる施設に係る条例第13条第1項の規則で定める技術上の基準は、第1項第1号から第7号までに掲げる基準及び次に掲げるとおりとする。
- (1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備が設けられているとともに、当該汚水が地下に浸透しない構造とすること。
  - (2) 産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備が設けられていること。

(3) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量に応じ、十分な容量を有し、かつ、[条例第15条](#)の規則で定める技術上の基準に適合した維持管理を行うのに支障がないものであること。

(平30規則47・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第6条 [条例第13条第3項](#)の規定による検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 当該許可の年月日及び許可番号

(4) しゅん工の年月日

(5) 使用開始予定年月日

2 [前項](#)の小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書には、しゅん工後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類又は図面の一部の添付を省略することができる。

(小規模産業廃棄物処理施設の許可証の交付等)

第7条 市長は、[条例第10条](#)の許可をしたときは、[条例第12条](#)の申請をした者に対し、小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証(以下「許可証」という。)を交付するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、その者の小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証再交付申請書による申請に基づき、許可証を再交付するものとする。

3 [前項](#)の小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証再交付申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

(4) 当該許可の年月日及び許可番号

(5) 当該申請の理由

4 許可証をき損し、又は汚損したことにより[第2項](#)の申請をする者は、[同項](#)の小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証再交付申請書に当該き損し、又は汚損した許可証を添付しなければならない。

5 [第2項](#)の規定により許可証の再交付を受けた者(許可証を紛失した者に限る。)は、当該紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

(許可を要しない小規模産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第8条 [条例第10条第1号](#)又は[第2号](#)に掲げる施設に係る[条例第14条第1項ただし書](#)の規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

(1) [条例第12条](#)の申請書に記載した小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(当該処理能力について[条例第14条第1項](#)の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)の変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式の変更

(3) [第4条第2項第3号](#)に掲げる事項の変更であって、次に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の区分に応じ、それぞれに定める設備に係るもの

ア [条例第10条第1号](#)に掲げる施設 燃焼室

イ [条例第10条第2号](#)に掲げる施設 破砕機

(4) [第4条第2項第4号](#)に掲げる事項の変更(排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。[次項第3号](#)において同じ。)

(5) [条例第10条第1号](#)に掲げる施設にあっては、[第4条第2項第5号](#)に掲げる事項の変更(排ガスの排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。)

2 [条例第10条第3号](#)に掲げる施設に係る[条例第14条第1項ただし書](#)の規則で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 小規模産業廃棄物処理施設の供用面積([条例第10条第3号](#)に規定する供用面積をいう。以下同じ。)の変更

(2) 小規模産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の保管方法の変更

(3) [第4条第2項第4号](#)に掲げる事項の変更

(4) [第4条第3項第2号](#)に掲げる事項の変更

(平23規則37・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第9条 [条例第14条第2項](#)の申請は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所



- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類
  - (4) 当該申請の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号
  - (5) 変更の内容
  - (6) 変更の理由
  - (7) 工事を伴う場合にあつては、当該工事の着工予定年月日
  - (8) 変更後の使用開始予定年月日
- 2 前項の小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (2) 第4条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、変更後の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類
  - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程に変更がある場合にあつては、変更後の処理工程図(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可に係る使用前の検査の申請)
- 第10条 第6条の規定は、条例第14条第3項において準用する条例第13条第3項の規定による検査を受けようとする者について準用する。この場合において、第6条第1項第4号中「しゅん工の年月日」とあるのは「工事を伴う場合にあつては、当該工事のしゅん工の年月日」と、同項第5号中「使用開始予定年月日」とあるのは「変更後の使用開始予定年月日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条において準用する第6条第1項」と、「しゅん工後」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。  
(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可に係る許可証の交付等)
- 第11条 市長は、条例第14条第1項の許可をしたときは、同条第2項の申請をした者に対し、許可証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、遅滞なく、当該許可を受ける前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可に係る許可証を市長に返納しなければならない。
- 3 第7条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、き損し、又は汚損した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第11条第3項において準用する第7条第2項」と、同条第4項中「第2項」及び「同項」とあるのは「第11条第3項において準用する第7条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第7条第5項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により許可証の再交付を受けた者について準用する。  
(届出を要する小規模産業廃棄物処理施設の変更)
- 第12条 条例第14条第4項の規則で定める事項は、第4条第4項第4号から第6号までに掲げる事項とする。  
(小規模産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)
- 第13条 条例第14条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書を市長に提出してしなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
  - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
  - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類
  - (4) 当該届出の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号
  - (5) 変更の内容
- 2 前項の小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第12条第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書)
  - (2) 条例第12条第6号に掲げる事項の変更 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - (3) 条例第12条第7号に掲げる事項の変更 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画を記載した書類
- 3 条例第14条第4項の規定による届出(条例第12条第1号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をした者は、許可証を市長に提出してその書換えを受けなければならない。  
(小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)
- 第14条 条例第10条第1号に掲げる施設に係る条例第15条の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び数量が小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
  - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に小規模産業廃棄物処理施設の点検及び機能検査を行うこと。
  - (3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講じること。
  - (4) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
  - (5) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。

- (6) [第5条第1項第2号](#)の規定により当該事業場の囲いに設けた当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分の周辺に産業廃棄物をたい積させる等により、当該事業場の内部を容易に見通すことを妨げないようにすること。
  - (7) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を排出する場合は、その水質を生活環境の保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に排水の水質検査を行うこと。
  - (8) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。
  - (9) 小規模産業廃棄物処理施設への産業廃棄物の投入は、小規模産業廃棄物処理施設の処理能力を超えないように行うこと。
  - (10) 産業廃棄物が小規模産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに小規模産業廃棄物処理施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。
  - (11) 燃焼中に産業廃棄物を燃焼室に投入する場合は、外気と遮断された状態で行うこと。
  - (12) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。
  - (13) 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上の支障が生じるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。
  - (14) 運転を開始する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
  - (15) 運転を停止する場合は、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。
  - (16) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
  - (17) 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
  - (18) 煙突から排出される排ガス中のばいじん及び塩化水素の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
  - (19) 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
  - (20) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出により生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
  - (21) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。
  - (22) 火災の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
  - (23) [前各号](#)に掲げるもののほか、産業廃棄物の適正な処理又は良好な生活環境の保全のために必要と認められる措置を講じること。
- 2 [条例第10条第2号](#)に掲げる施設に係る[条例第15条](#)の規則で定める技術上の基準は、[前項第1号](#)から[第10号](#)までに掲げる基準及び破砕によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じることとする。
  - 3 [条例第10条第3号](#)に掲げる施設に係る[条例第15条](#)の規則で定める技術上の基準は、[第1項第1号](#)から[第8号](#)までに掲げる基準及び次に掲げるとおりとする。
    - (1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じること。
    - (2) 産業廃棄物を種類ごとに保管すること(複数の種類の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)

(排出基準)

第15条 [条例第16条](#)の規則で定める排出基準(次項において「排出基準」という。)は、[条例第10条第1号](#)に掲げる施設において発生し、当該施設の排出口から大気中に排出される排ガスに含まれる物質の量について、当該物質の種類ごとに定める許容限度とする。

- 2 排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排ガス1立方メートルにつき、[別表](#)の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ[同表](#)の右欄に定める物質の量とする。

(記録の閲覧等)

第16条 [条例第18条第1項](#)の規定による記録は、[次の各号](#)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める日までにしなければならない。

- (1) [次条第1号ア](#)、[第2号](#)及び[第3号](#)に掲げる事項 当該月の翌月の末日
  - (2) [次条第1号イ](#)に掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
  - (3) [次条第1号ウ](#)に掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 2 [条例第18条第1項](#)の規定による備置きは、[同項](#)の規定による記録をした日から起算して3年を経過する日までの間しなければならない。
  - 3 [条例第10条](#)の許可を受けた者は、[条例第18条第1項](#)の規定による閲覧の求めがあつたときは、正当な理由なしにこれを拒んではならない。

(記録する事項)

第17条 [条例第18条第1項](#)の規則で定める事項は、[次の各号](#)に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める事項とする。

- (1) [条例第10条第1号](#)に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ [第14条第1項第16号](#)及び[第18号](#)の規定による測定を行った位置並びに当該測定の結果及びその結果の得られた年月日

ウ [第14条第1項第17号](#)の規定によるばいじんの除去を行った年月日

(2) [条例第10条第2号](#)に掲げる施設 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(3) [条例第10条第3号](#)に掲げる施設 次に掲げる事項

ア 積替え又は保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の各月ごとの拾集量

(標識)

第18条 [条例第18条第2項](#)の標識は、小規模産業廃棄物処理施設に関する標識とし、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

2 [条例第18条第2項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [条例第10条](#)の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) [条例第10条](#)の許可を受けた者の連絡先の電話番号

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(4) 当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号

(5) 小規模産業廃棄物処理施設の管理者の氏名

(6) [条例第10条第1号](#)又は[第2号](#)に掲げる施設にあっては、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量並びに当該産業廃棄物を積み上げて保管する場合における高さの上限

(7) [条例第10条第3号](#)に掲げる施設にあっては、当該施設において保管する産業廃棄物の種類及び数量並びに当該産業廃棄物を積み上げて保管する場合における高さの上限

(8) [条例第10条第3号](#)に掲げる施設にあっては、供用面積

(小規模産業廃棄物処理施設に係る廃止等の届出)

第19条 [条例第19条](#)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設廃止等届出書を市長に提出してしなければならない。この場合において、当該届出が小規模産業廃棄物処理施設の廃止(当該小規模産業廃棄物処理施設が小規模産業廃棄物処理施設でなくなることを含む。以下同じ。)に係るものであるときは、当該届出をする者は、当該届出に併せて許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

(4) 当該届出の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号

(5) 小規模産業廃棄物処理施設の廃止又は休止若しくは再開の理由

(6) 小規模産業廃棄物処理施設の廃止又は休止若しくは再開の年月日

(小規模産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第20条 [条例第20条第1項](#)の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 譲受け又は借受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(4) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

(5) 当該申請の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号

(6) 小規模産業廃棄物処理施設の位置

(7) 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式([条例第10条第3号](#)に掲げる施設にあっては、小規模産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の保管方法)

(8) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備

(9) 処理に伴い生じる排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

(10) [条例第10条第1号](#)に掲げる施設にあっては、処理に伴い生じる排ガスの量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)

(11) [条例第10条第1号](#)に掲げる施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室の容積

(12) [前各号](#)に掲げるもののほか、小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項

2 [前項](#)の小規模産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図



(4) 前項の規定による申請をする者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書

(5) 前項の規定による申請をする者が個人である場合にあっては、住民票の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類又は図面

(小規模産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可に係る許可証の交付等)

第21条 市長は、条例第20条第1項の許可をしたときは、前条第1項の規定による申請をした者に対し、許可証を交付するものとする。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、遅滞なく、当該許可を受ける前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可に係る許可証を市長に返納しなければならない。

3 第7条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、き損し、又は汚損した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第21条第3項において準用する第7条第2項」と、同条第4項中「第2項」及び「同項」とあるのは「第21条第3項において準用する第7条第2項」と読み替えるものとする。

4 第7条第5項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により許可証の再交付を受けた者について準用する。

(小規模産業廃棄物処理施設に係る相続等の届出)

第22条 条例第21条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる当該届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設相続等届出書を市長に提出してしなければならない。

(1) 相続があった場合の届出 次に定める事項

ア 氏名及び住所並びに被相続人との続柄

イ 被相続人の氏名及び死亡時の住所

ウ 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

エ 小規模産業廃棄物処理施設の種類

オ 当該届出の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号

カ 相続の開始の日

(2) 合併又は分割があった場合の届出 次に定める事項

ア 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

イ 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

ウ 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

エ 小規模産業廃棄物処理施設の種類

オ 当該届出の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可の年月日及び許可番号

カ 合併又は分割の方法及び条件

キ 合併又は分割の理由

ク 合併又は分割の時期

2 前項の小規模産業廃棄物処理施設相続等届出書には、次の各号に掲げる当該届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 相続があった場合の届出 当該届出をする者の住民票の写し及びその者が相続人であることを証する書類

(2) 合併又は分割があった場合の届出 当該届出をする者の定款又は寄附行為及び当該法人の登記事項証明書並びに合併契約書又は分割契約書の写し

3 条例第21条第2項の規定による届出をした者は、当該届出の前に当該小規模産業廃棄物処理施設についてされた許可に係る許可証を市長に提出してその書換えを受けなければならない。

(許可の取消しの場合における許可証の返納)

第23条 条例第23条の規定による許可の取消しを受けた者は、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

(小規模産業廃棄物処理施設の設置者の帳簿記載事項等)

第24条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の処理の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。

運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の受けている廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の許可に係る許可番号 3 運搬先ごとの委託量
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量

処分の委託

- 1 委託年月日
- 2 受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該受託者の受けている廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可に係る許可番号
- 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

- 2 条例第24条第1項の規定による帳簿への記載は、次に掲げるところによりしなければならない。
  - (1) 小規模産業廃棄物処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに記載すること。
  - (2) 毎月末日までに、当該月の前月中における前項に規定する事項の記載を終了すること。
- 3 条例第24条第2項の規定による電磁的記録の作成は、条例第10条の許可を受けた者の使用に係る電子計算機(次項において「当該電子計算機」という。)に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(次項において「磁気ディスク等」という。))をもって調製する方法により行わなければならない。
- 4 条例第24条第3項の規定による電磁的記録(同条第2項の規定により同条第1項の帳簿とみなされる同条第2項の規定により作成した電磁的記録をいう。以下この項において同じ。))の保存は、次に掲げるところによりしなければならない。
  - (1) 作成された電磁的記録を当該電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存すること。
  - (2) 必要に応じ電磁的記録に保存された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及びめいりような状態で当該電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができること。(身分を示す証明書)

第25条 条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(手数料の減免)

第26条 条例第27条第2項に規定する特に必要があると認めるときとは、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が条例第10条、第14条第1項又は第20条第1項の許可を受けようとするとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 条例第27条第2項の規定による手数料の減額又は免除(次項において「手数料の減免」という。))を受けようとする者は、手数料減額(免除)申請書を市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減免の可否を決定し、その旨及び手数料の減免をしない旨の決定をしたときはその理由を手数料減額(免除)可否決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
- (書類等の提出)

第27条 条例第12条及び第14条第2項の申請並びに条例第7条第5項、第14条第4項、第19条及び第21条第2項の規定による届出並びに第6条第1項(第10条において準用する場合を含む。)、第7条第2項(第11条第3項及び第21条第3項において準用する場合を含む。)、第20条第1項及び前条第2項の規定による申請に係る書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 条例附則第2項前段の規定により条例の施行の日に条例第10条の許可を受けたものとみなされた者に係る第18条の規定の適用については、その者が千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成14年千葉県規則第72号)第29条及び第30条の規定の例により条例第18条第2項の規定による標識の掲示をしている間(条例附則第2項後段に規定する期間内に限る。)に限り、第18条第1項中「小規模産業廃棄物処理施設に関する標識」とあるのは、「この規則の施行の日の前日における千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成14年千葉県規則第72号)第29条第1項に規定する小規模産業廃棄物処理施設に関する標識(別記第11号様式)」とする。
  - 3 条例附則第2項後段の規定による届出は、市長が必要と認める書類又は図面を添付した小規模産業廃棄物処理施設使用届出書を提出してしなければならない。
  - 4 前項の届出に係る書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

附 則(平成23年規則第37号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第77号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
- 附 則(平成30年規則第47号)
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和元年規則第2号)
- この規則は、令和元年7月1日から施行する。



別表(第15条)

(令元規則2・一部改正)

ばいじん	0.15グラム
塩化水素	700ミリグラム

備考

- この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。  

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \cdot Cs$$
 (この式において、C, 0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  
 C ばいじんの量(単位 グラム)  
 0s 排ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)  
 Cs 日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位 グラム))
- この表の右欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1の工程の平均の量とする。
- この表の右欄に掲げる塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。  

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \cdot Cs$$
 (この式において、C, 0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。  
 C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)  
 0s 排ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)  
 Cs 日本産業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 ミリグラム))
- 塩化水素の量が著しく変動する施設にあっては、1の工程の平均の量とする。